

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 9 月 21 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・岡本次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 16 日）から付託された事件（議案 2 件）
9. 傍聴者 1 人

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 53 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 9 月 21 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

— 開会 09 : 30 —

吉津委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については、委員17人であり定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案2件について、審査を行います。

それでは、はじめに、議案第1号「令和4年度長門市一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。審査は、第1条 歳入歳出予算の補正から第4条 地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。

はじめに、三隅支所、油谷支所、消防本部、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管については、人件費の調整のみでございますので一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 おはようございます。今委員長の進行で説明がございましたが、補正予算のうち三隅支所、油谷支所、消防本部、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局所管につきましては、本年4月1日以降の人事異動に伴います職員人件費及び会計年度任用職員報酬の予算調整を行うものでありまして、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 32 —

— 再開 09 : 33 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画総務部の総務課、企画政策課、財政課、監理管財課、税務課所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補正予算のうち、企画総務部所管につきまして補足説明を申し上げます。はじめに、補正予算書の46、47ページ、第4款「衛生費」、第3項「上水道整備費」、第1目「上水道整備費」、財政課所管の「上水道事業費」1,711万6,000円についてでございます。補正予算説明資料では2ページに記載し

ております。これにつきましては、10月1日から実施となります水道料金の改定に伴い、その上昇分を減免するために必要とする経費から、本年4月1日以降の人事異動に伴う職員人件費の減額分を予算調整いたしまして「負担金、補助及び交付金」により計上するとともに、併せて「投資及び出資金」により大河内川ダムの出資金を計上したものでございます。また、補正予算書30、31ページ、歳入予算になりますが、第20款「繰入金」、第1項「基金繰入金」、第9目「地域活性化基金繰入金」につきましては、県営自然災害防止事業負担金に係る地方債との財源更正のため190万円減額しております。次に、補正予算書の34、35ページ、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」、監理管財課所管の「電子入札システム事業」197万5,000円についてでございます。補正予算説明資料では1ページに記載しております。本事業は「行政のデジタル化」を目指し、新しい生活様式に対応するとともに、入札参加者の利便性や入札の透明性の向上等を図ることを目的として、インターネットを利用した電子入札システムを令和5年度の運用開始に向けて導入する事業でございます。対象とする入札は、設計金額130万円を超える建設工事及び設計金額50万円を超える建設コンサルタントへの業務委託を予定しております。また、本事業につきましては、補正予算書6ページの第3表により、令和4年度に必要となる電子入札システムの導入に係る初期費用と、令和5年度に行う事業者説明会及び電子入札システム利用料を併せた費用を限度額1,064万3,000円として、債務負担行為の追加補正を行っております。そのほか、補正予算のうち企画総務部所管につきましては、本年4月1日以降の人事異動に伴います職員人件費及び会計年度任用職員報酬等の予算調整を行うものであり、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、補正予算書28ページ、29ページ、第16款「国庫支出金」、第2項「国庫補助金」、第1目「総務費国庫補助金」、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3,360万3,000円について、充当されている事業及び金額を教えてください。

山田企画政策課長 それでは、臨時交付金を充当している事業とその充当額についてであります。まず予算説明書1ページの上段でございます。電子入札システム事業に197万5,000円、次に予算説明資料2ページの上段です。上水道事業に1,510万6,000円、同じく2ページの下段になります。肥料等高騰対策農業経営継続緊急支援事業に2,079万3,000円、次に3ページの上段になります。飼料等高騰対策畜産経営継続緊急支援事業に1億586万円、そして4ページの上段になります。ながと泊まつ得キャンペーン事業に8,986万9,000円、合わせて5事業に2億3,360万3,000円の臨時交付金を充当しております。

ひさなが委員 この度充当しているものの全てが、令和 3 年度の本省繰越分と聞いております。今年度内に使いきらなければいけないお金だと思いますが、交付金を全額受け取れるように、使いきれるように、担当課としてどのようなことに留意されているのかお尋ねいたします。

山田企画政策課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金につきましては、企画政策課と財政課が連携し、余すことなく全額を活用できるよう調整を行っているところであります。まず事業の選定に当たっては、原則繰越しができないこと、年度内に完了することを関係各課と共有した上で、予算計上を行っているところであります。また、関係各課に予算執行の調査等を行って随時対象事業の執行管理に努めております。その中で、予算執行上どうしても事業費の一部が不執行になる場合があります。こういった場合におきましても、一般財源を含む事業の財源調整を行い、国に提出した臨時交付金の実施計画を変更するなどの対応で交付金全額の活用に向けた調整を行っているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

ひさなが委員 次に、補正予算書 34 ページ、35 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、電子入札システム事業 197 万 5,000 円についてですが、まず当初予算ではなく 9 月補正予算での計上となった理由についてお伺いいたします。

宮本監理管財課長 電子入札システムの導入につきましては、これまで先行する自治体への調査を行い検討を重ねる中、入札参加者の来庁が不要となり、3 密を回避し、新しい生活様式への対応ができ、さらに来庁に伴う事務経費、拘束時間の削減による利便性の向上が図れること、地理的条件や時間的な制約が解消され、入札参加機会が拡大することによる競争性の向上が図れること、入札会場において参加者同士の接触機会が減少することから、入札の公平性が図れること、入札の過程や結果が公表され透明性の向上が図れること、また各種書類が電子化されることにより、書類作成事務の効率化、入札事務の迅速化が図れることなど、電子化による効果が確認できたことから導入することにいたしましたところですが、今回計上するに至った理由につきましては、本格稼働までの周知期間や実証実験、財源等を鑑みたところ、今回の補正予算にてお願いするものであります。

ひさなが委員 では、実際には令和 5 年度からの運用ということで、時期的にいつ頃利用が可能になる見込みでしょうかお伺いいたします。

宮本監理管財課長 電子入札システムの運用につきましては、令和 5 年 8 月 1 日以降の入札公告又は入札通知を行うものからと考えております。

ひさなが委員 電子入札システムということで、トラブルとしてシステムが止まって入札ができないということは絶対に起こってはいけないことだと思いますが、そういった場合もあり得るかとも思います。そうなったときの対応をどのように考えていらっしゃるでしょうかお伺いいたします。

宮本監理管財課長 ネットワーク通信障害等により、電子入札システムが利用できない場合など、やむを得ない理由がある場合に限り、紙による入札書の提出を認めたいと考えております。なお、令和 5 年 8 月から一定期間は理由を問わず、紙による入札参加も認めたいと考えております。

ひさなが委員 システム導入によって入札をされる業者の方の負担があるのでしょうか、またその負担についての補助等お考えでしょうかお伺いいたします。

宮本監理管財課長 インターネットを利用した電子入札システムとなることから、インターネット接続環境が整ったパソコンが必要になってきます。インターネット接続環境が整ったパソコンをお持ちであれば、その他には、IC カードリーダーと IC カードで約 3 万円の負担が必要となります。IC カードリーダーは一度購入すれば破損するまで使用することが可能であり、IC カードについては、有効期間が 1 年、2 年とそれぞれ選択できるようになると思いますが、その期間分の更新手続きが必要となります。現在、山口県を初め他の自治体において電子入札システムを利用されている業者もあります。そのような業者は既にこういう機器等はお持ちであり、今まで整備されてきた業者との公平性もあろうかと思しますので、今のところ個別の補助は考えておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画総務部の総務課、企画政策課、財政課、監理管財課、税務課所管全般について、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 44 —

— 再開 09 : 45 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 それでは、総合窓口課所管の主な補正予算について補足説明いたします。補正予算書は 28 ページ、29 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 2 目「民生費国庫補助金」、第 1 節「総務管理費補助

金」、マイナポイント事業費補助金として 14 万 3,000 円を計上しております。これは、マイナンバーカード取得者に対して付与されるマイナポイントの申請支援に必要な通信機器を追加整備するため、国の補助金を活用するものでございます。その他につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整であり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

上田委員 今部長が述べられましたマイナポイントの事業費補助金の 14 万 3,000 円の件でございますけれども、必要な通信機器を追加するための補助とお聞きしましたが、これは追加することになった理由を教えてくださいと思います。

和田総合窓口課長 これまでは国からの貸与を受けましたマイナポータル用の端末を本庁、各支所のほうに置きまして、マイナンバーカード取得者に対して付与されるマイナポイントの申込み支援を行ってきたところですが、その貸与制度が 7 月末で終了いたしました。今回の国のマイナポイント事業の補助金を活用いたしまして、申込み支援用携帯端末を追加で調達しまして、本庁や支所のみならず、各出張所等においても申込み支援が可能となりますよう機器整備を行うことといたしました。この度、国庫補助金の交付決定をいただきましたので歳入補正予算を計上したものです。なお、機器整備に係る経費の歳出につきましては、当初予算措置の「戸籍住民基本台帳費」、「通信運搬費」からの支出を予定しているところです。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、総合窓口課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、生活環境課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 生活環境課所管の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整でありまして、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 49 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 市民活動推進課所管の主な補正予算について補足説明いたします。補正予算書は 36 ページ、37 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」、第 1 節「総務管理費補助金」、予算説明資料は 1 ページ、第 8 目「まち・ひと創生推進事業」これにつきましては、新たに市民活動に関する情報を一元化し、コーディネート機能を果たす中核的支援拠点を設置するため、検討委員会を開催してまいりましたが、このほどこの概要がまとまったことから物産観光センターを市民活動支援センターとしてリニューアルし、必要となる施設整備改修費や運営経費等を計上したものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今部長の補足説明にありました、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」、説明コードが 700「まち・ひと創生推進事業」、補正予算説明資料は 1 ページでございます。施設整備工事 2,199 万 3,000 円について工事内容をお伺いいたします。

大迫市民活動推進課長 それでは、施設整備工事の具体的な内容ということでお答えさせていただきます。先ほど補足説明でもありましたけれども、旧観光課の事務室を活動支援・交流スペースとして整備を行っていきたいというふうに思っております。ここの部分につきましては、床、壁、天井の改修に加えまして、事務スペースを最小限に抑えた 5、6 名程度で使用可能なミーティングスペースや段差を設けたフローリングスペースでの自由に交流できる場所や、小規模での研修、ミーティングが可能なセッションスペースを整備するようにしております。機能的には、自由にフレキシブルに対応できるように整備していきたいというふうに考えております。その他の工事といたしまして、電気設備工事、照明設備や火災報知機の移設などになりますけれども、それと給湯室、印刷室等の改修も考えているところであります。その整備費用としまして 1,206 万 9,000 円を計上しております。加えまして、施設改修機械設備工事になりますけれども、多目的トイレの改修、1 階男女トイレの洋式化、給湯室の機器の取替え及び GO-EN センターとして利用している公民館談話室などの空調機改修を予定しておりまして、施設改修機械設備工事において 992 万 4,000 円を計上させていただいております。

中平委員 幅広く市民に利用していただくことが大切だと思いますが、多目的

トイレの改修はどのような点が現在と変わっていくのかをお伺いいたします。

大迫市民活動推進課長 中平委員の言われるとおり、幅広く市民の方に利用していただくことが大切だというふうに考えております。そうしたことから、多目的トイレの改修につきましては、ベビーシートとオストメイト用の設備を新設しまして、幅広い市民の方に利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

中平委員 施設運営費 540 万 4,000 円についてお伺いします。個別で講座・研修等実施経費 44 万 6,000 円についてお伺いいたします。

大迫市民活動推進課長 講座・研修等実施経費 44 万 6,000 円の内訳としまして、オープニングの際の講師謝礼としまして 8 万 3,000 円の予算を予定しております。加えまして、その他オープン後の講座開設経費としまして 3 万円の 3 回で 9 万円、合計で 17 万 3,000 円ほど計上させていただいているところと、職員の研修旅費等、講師に係る費用弁償を合わせまして、44 万 6,000 円計上させていただいているところでございます。

中平委員 同じく施設運営費の備品購入費 300 万円、これはあまり細かく聞くとあれなんで、おおまかなところが大体わかればお願いいたします。

大迫市民活動推進課長 備品購入費につきましては、センターを運営していく上で必要と考えられる備品を計上させていただいております。主な備品といたしましては、ミーティングディスプレイ、紙折り機、モバイルプロジェクター、ワイヤレスアンプ、WEB 用カメラ、マイク、スピーカー、展示パネル、簡易パーティションに加えて、交流スペースを設けますので、それ用のテーブル、イス、木製ブラインドなどを考えております。

田村委員 さきほど事務所スペースとミーティングスペースに旧観光課の事務所を改装するという話がありましたけど、この目的ですけれども、職員さんが常駐する、あとミーティングスペースということがありましたけれども、こういった使い方をされる予定でしょうか。

大迫市民活動推進課長 支援センターを準備するにあたり、設置検討委員会等開催しながら、望ましい支援センターの形等のご意見をいただいております。そういった中で事務所的なスペースではなくて、誰もが気軽に立ち寄れるスペース、リビング的な空間づくりをお願いしたいというご意見もいただきまして、内部協議を進めて、そういった形で市民の方が入りやすい気軽に利用できるような形での整備をしていきたいなというふうには考えております。

田村委員 確認で 1 点ですけれども、職員さんの常駐はないということですかね。

大迫市民活動推進課長 すみません、答弁漏れがありました。職員の常駐につきましては、市民活動推進課内の 3 名の職員が兼務辞令を発令しながら、職員は 1 人常駐するようにしております。加えて、会計年度任用職員の方を 2

名ほど専任で雇用しまして、その方については常駐していただくような形で運営していきたいというふうに思っております。

岩藤委員 補足説明の課長の説明の中でありました検討委員会を開催されたということですが、検討委員会のメンバー、開催回数、どのように開催されてこられたのか伺いたします。

大迫市民活動推進課長 まず検討委員会の構成員といいですか、メンバーになりますけれども、まちづくり協議会から選出していただいた方、それと県の方から山口県民活動支援センター長をお招きしましてアドバイスをいただいております。加えまして、建築士会長門支部の皆さんのご協力いただきながら、望ましい空間づくりの提案をいただいたところであります。開催回数としましては、4月から開催しまして、このたび提案を受けるまで4回ほど開催いたしております。

早川委員 先ほどから設備とか空間づくりとかは、よくわかるんですけども、この説明の中で市民活動の中核的支援拠点となるという、市民の皆さんが出入りというところで、どういったイメージかというのがちょっと湧かないんですけれども、どういう活用の仕方をされるようなイメージがあるのかをちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

大迫市民活動推進課長 まず交流スペースにつきましては、センターそのものは中核的機能を持たせたいというふうに思っております。市民活動団体の相談、気軽な相談や支援等がそこでできればなというふうには思っております。基本的には中核的支援機能につきましては、市民の方であるとか協議会とか、各種団体、それと行政をつなぐような形で考えております。気軽な感じで、支援センターに立ち寄っていただいて、雑談も踏まえながら交流できるスペースがくれたらなというふうには思っております。

早川委員 では協議会とか、市民の方がちょっと活動の点で困ったなとか、相談したいっていうところは、このセンターに伺えばいいというイメージでよろしいですか。

大迫市民活動推進課長 早川委員のおっしゃるとおりで大丈夫だと思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、市民活動推進課所管全般について、ご質疑はありますか。

重村委員 それでは、先ほどから委員から質疑も出てますけど、市民活動の拠点をつくるという事業ですけど、これは副市長のほうにお尋ねをしたいと思います。今予算が出されて、ご説明を聞いて、納得する部分も多いわけですが、実質的に開所というのは令和5年からになるのかなというふうに思っておりますけれども、この支援センターを公共的な部署、施設が一つ増えるとい

う形になろうかというふうに思います。実質、今回のこの補正予算を承認するというのが、この事業の実質的なゴーサインというような形にもなろうかと思しますので、これは副市長にぜひ答えていただきたいんですけど、市民活動推進課が既にある中で、より市民の方に活発的にこのセンターを使って、活動を広げていきたいという思いでしょうけれども、今、行政が抱えている問題の中では、やはり職員数が減少する中で、施設であつたりとか課であつたりとかいうのは極力統合して行って、縮小していくと。人口が減少していく中で、そういう機関というのはできるだけ民間に出したりとかして、職員の配置、それから、事業数自体、施設数自体も減らしていくというのが、僕は大前提の基本にはあるのではなかろうかと思うんですが、これをやるということになると、その施設数も増える、職員も出向辞令を出して張りつけるというようなことが起きてくるわけですけど、ここらあたりの市の行政のあり方と、この事業との整合性、これについて副市長の見解をお願いしたいと思います。

大谷副市長 それでは、ご指名でございますので私のほうからお答えをさせていただきますと存じます。実はこの市民活動支援センター、県のほうから県民活動支援、こういったものを基礎自治体で取り組んでいただけないかと、こういう要請が実は数年前からございました。当然、県民活動ということで県が音頭をとってこれまでやってきたわけでございますけれども、皆様ご案内のとおり、この市民活動とか市民協働、こういった言葉がなかなか市民の皆様に馴染みがないといえますか、なかなかご理解をいただけない点があったかと思えます。例えば身近な例で申し上げれば、まちづくり協議会、これを各地で設立していただくようお願いしておりますけれども、なかなかこれが前へ進まない。そうした中、市長は3年前に就任したときに公約を掲げておりましたけれども、唯一残っておりますのが、いわゆる地域リーダーの養成、コーディネーターの養成、これを何とか身近な地域の現場で育てていきたいと、こういう思いを施政方針の中で、また所信表明の中で申し上げてきたところでございます。これがいよいよ、市民活動支援センターを今回立ち上げるという中で、果たせるのではないかと。そういう意味で、中核的支援拠点という形で今回、補正予算を上げさせていただき、条例を後ほどご審議いただきますけれども、提案させていただいているところでございます。恥ずかしながら、この市民活動支援センターの設立、実は県内13市の中で11番目ということではございますけれども、市長の公約を果たすということ、一方で、確かに一つ組織ができるというのは、この行革の中で如何なものかというご意見もあろうかと思えますけれども、そういった地域リーダーを養成したいという市長の思いを込めたセンターの設立でございますので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

吉津委員長 今一度、所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼

ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 07 —

— 再開 10 : 08 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 地域福祉課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費精算に伴う各種返還金であり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 08 —

— 再開 10 : 09 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費精算に伴う各種返還金等であり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 10 —

— 再開 10 : 11 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管につ

いて審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、子育て支援課所管の補正予算について補足説明いたします。まず、予算書は 42 ページの第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、説明コード 150「認定こども園施設整備事業費補助金」として 231 万円増額しております。これは、予算説明資料 1 ページに記載のとおりでございますけれども、認定こども園であります深川幼稚園が行う衛生環境改善ための施設改修工事費に対しまして支援を行うものでございます。その他につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費精算に伴う各種返還金を計上しております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 ただいま部長から補足説明がございました第 3 款「民生費」、第 1 項「児童福祉費」、第 1 目「児童福祉総務費」、認定こども園施設整備事業 231 万円について、国、県、市、事業者の負担割合について教えてください。

津田子育て支援課長補佐 補助率でございますが、保育部分と幼稚園部分とそれぞれ分かれておりまして、保育部分については国が 2 分の 1、市が 4 分の 1、事業者が 4 分の 1 を負担します。もう 1 つ幼稚園部分につきましては、県が 2 分の 1、市が 4 分の 1、残りの 4 分の 1 については事業者が負担します。

ひさなが委員 こういった改修について、通常は大規模改修が補助の対象となるみたいですが、この度は総事業費が 308 万円で補助対象となった理由についてお伺いします。

津田子育て支援課長補佐 通常、国、県の補助金要綱に基づいて補助の決定を行います。大規模修繕につきましては本来ですと対象工事費が 500 万円以上の工事が対象となります。しかし、衛生環境改善を目的としたトイレ改修工事等については 300 万円以上が事業の対象となりますことから、この度本件につきましても対象になりました。

ひさなが委員 工事の内容によって下限が違うというところがあると思うんですが、この度の改修工事に対する補助制度やその他の補助制度について、どのように事業者へ周知をされているのかをお伺いします。

津田子育て支援課長補佐 事業者へは市から補助となりますが、その財源の一部を国、県からの補助金で賄っておりますことから国、県の交付要綱及び予算に基づき交付の決定を行うこととなります。よって、交付要綱の改正があれば該当事業所に情報提供するよう心がけているほか、補助内容等は国の予算概要として関係省庁のホームページにも掲載されますことから、そちらを事業所のほうで見ていただくようになります。また、事業所から相談、協議がありましたらその都度最新の情報を調査しまして情報提供できるよう努めているところ

でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、子育て支援課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 15 —

— 再開 10 : 16 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 健康増進課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費精算に伴う各種返還金等を計上しており、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 30 分からといたします。

— 休憩 10 : 17 —

— 再開 10 : 30 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建設部の都市建設課、建築住宅課所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは補足説明をさせていただきます。最初に、歳入予算につきまして、都市建設課所管の県営自然災害防止事業長迫地区が起債対象事業になったことから、その負担金 190 万円を地域活性化基金繰入金から地方債へと財源変更したものです。次に、歳出予算につきましては、都市建設課所管及び建築住宅課所管とも、人事異動に伴う職員人件費等の予算調整を行ったものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終

わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 31 —

— 再開 10 : 32 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、教育委員会所管につきまして補足説明させていただきます。はじめに、補正予算書の 60、61 ページ、第 10 款「教育費」、第 6 項「社会教育費」、第 8 目「公民館費」、150「仙崎公民館整備事業」の 3,342 万 9,000 円につきましては、補正予算説明資料では 4 ページに記載しております。昭和 42 年に建設された仙崎公民館は、今年で築 55 年目となり、施設の老朽化が著しく、利便性や安全性の確保が問題となっており、周辺施設を含めた早急な整備が求められています。そこで、早期に着工、移転及び周辺整備を図るため、現在進めている基本設計業務と並行して、地質調査等を含む実施設計業務を行うための予算を計上するものであります。この事業費の特定財源としては、公民館部分と出張所部分をそれぞれ面積按分し、公民館部分には過疎対策事業債 2,550 万円、出張所部分には合併特例債 740 万円を充当することといたしております。このほか、このたびの補正予算において、4 月の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 34 —

— 再開 10 : 35 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農業委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 農業委員会所管の事業につきましては、補正予算書のとおりでございまして、補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、農林水産課所管の主な事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 48、49 ページ、予算説明資料では 2 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」の肥料等高騰対策農業経営継続緊急支援事業につきましては、営農活動に必要な肥料をはじめとする生産資材に係る価格高騰の影響を受けている農業者に対し、今後の安定的な経営の継続を担保するために、価格高騰の一部に対して支援を行うこととしております。同じく、補正予算書 48、49 ページ、予算説明資料では 3 ページになりますが、第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 5 目「畜産業費」の飼料等高騰対策畜産経営継続緊急支援事業につきましては、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢に起因した配合飼料に係る価格高騰の影響を受けている畜産農家に対し、今後の安定的な経営の継続を担保するために、飼料の価格高騰の一部に対して支援を行うこととしております。また同じく、補正予算書 48 から 51 ページ、予算説明資料では 3 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 6 目「農地費」の農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、令和 5 年度に切開工事を予定していた江良地区にあるイグラため池について、本年 5 月の降雨後に余水吐下部からの漏水が確認され、決壊の危険性が高まっていることと、ため池下流部には県道下関長門線や家屋が点在していることに鑑み、早急に対策を講じるために本補正により前倒して実施することとしたものであります。続きまして、補正予算書 50、51 ページ、予算説明資料では 3 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 3 項「水産業費」、第 4 目「漁港建設費」の漁港合併事業につきましては、組合員の高齢化や後継者不足等を起因とする漁港の港勢の低下により、漁港機能の再編を行い、適切な漁港活用を推進するために、また、漁港の基盤施設である防波堤や物揚場等の老朽化が進行している現状に鑑み、持続可能な漁港整備及び機能保全計画に基づく施設の長寿命化を図るために、本補正により漁港合併業務に係る経費を計上するものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、お尋ねをします。第 4 目「農業振興費」の肥料等高騰対策農業経営継続緊急支援事業についてであります。補足説明でもございましたけど、少し詳しくお聞きしたいんですが、説明資料の中に水稻、大豆、麦等は 10 アール当たり 1,000 円ですよということで書いてあります。一つは、農業者

にとっては多少でも非常に経営に関してこういう支援がいただけるというのは非常にありがたいことだろうと思います。特にやはり大規模でやられている農家、法人にとってはやはり経営に直に跳ね返ってくることでありますから、こういうご支援は国の方針でもあるかと思いますが、これもありがたいというふうに思いますが、一つ懸念事項があるのは、これは令和4年度の事業として多分、国は1回ぼっきりのこの支援というふうな形で見ているんだろと思うんですけれども、農地というのは作付ですね、表と裏。例えば水稻が終わったあとにやはり経営上、ここには玉ねぎを作付するんだとか、キャベツを作付して経営体を少しでも維持していくんだというような農家もいらっしゃると思うんですね。こういったときに、この時期は稲作を作付けていてこの1,000円はいただけるけど、このあとの例えばキャベツ、玉ねぎ、これに関しては細目上に書かれているであろうと思うんですけど、そういった場合というのはダブルで支給がされるのかどうなのか、お答えをお願いしたいと思います。

山本農業振興班長 裏作に関しましてですけれども、どちらか一方が対象になります。土地利用型であれば1,000円、野菜・果樹等であれば2,000円となりますので、単価の高いほうの選択という形で1回の補助になります。

重村委員 はい、わかりました。そういった形で単価の高いほう、農家の希望というか、こちらのほうでということで選択ができるということです。支援の内容というのには理解を示すところです。その中で、今回の事務をとっていただくのが長門地域農業再生協議会、これは行政ではなくてJAにこの協議会というのがあるかと思いますが、事務費1%程度の20万6,000円ということになっておりますけれども、私もこのあと申請しようと思っておりますけど、事務手続きは非常に煩雑ではと思うんですけれども、この補助金割合のその1%、これがどのような今までの経緯のもとでこれは算出されたものなのか、この1%ということについてどのような決定がされたのか、お尋ねをします。

山本農業振興班長 こちらの事務費の1%につきましては、前回、令和2年度に実施いたしましたウンカ水稻被害対策事業を参考に算定しております。今回、県の事業の上乗せという形で同額という形で、市の方も事務を県、農協の担当課と事務を一緒にやっております。事務費につきましても、県の事業の方でも事務費が発生しております。こちらについてもできる限り簡単な手続きで農家さんのご負担がないようにというふうには考えております。ただ、申請期間がちょっと異なりますので、二重の申請というものが必要になってこようかと思っておりますけれども、できるだけご負担のないようにという形で事務費の計上もしております。

林委員 今の重村委員のちょっと関連になるんですけど、ちょっと1点だけなんですけれども。この補助対象になる農業者という、この農業者の概念という

のはどういう農業者を指すのでしょうか。

山本農業振興班長 本市で農地を利用して作付を行っている農業者という形になります。認定農業者であったり、経営中核体であるというところの縛りはございません。

田村委員 それでは、先ほど申請については簡便にするというふうにおっしゃっておられたんですけれども、農業者の平均年齢は 70 歳を超えていらっしゃると思います。それで、申請の手続きは紙で行われるものだと思うんですけれども、この申請書作成のサポートのようなものというものはあるのでしょうか。されるのでしょうか。

山本農業振興班長 現在、県の方の事業の交付申請に関しましては、日にちを決めてそれぞれの地区ごとで県、市、JA で事務処理のサポートをしております。同じような形で、県の申請をされた方につきましては簡素な申請の仕方で、同様の申請で、また県の事業に申請されない方につきましてはこちらからまたご案内をいたしまして、事務処理のお手伝いをしたいというふうに考えております。

中平委員 先ほど、重村委員からの質問の中に、支払い事務を JA さんがやられるということで、この肥料の購入先は JA さんに限られるのかお伺いいたします。

山本農業振興班長 肥料の購入先につきましては、JA に限ることはありません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、今度は畜産業費の方で飼料等高騰対策畜産経営継続緊急支援事業のほうです。これで 1 億 586 万円ということで、総額から見ると大きい金額だなというのがわかるんですけれども、ここには肥育牛が 1 頭当たり 2 万円というような細目が書いてありますけど、今後申請によって、そこらあたりというのが明確に頭数とか出てくるんでしょうけど、大雑把に。ブロイラー 80 円とあると、ある意味 1 羽につき 80 円補助があるんだなっていうのはこれはよくわかるんだけど、牛、鶏、豚というような観点で見たときに、こういった形になるのかな総額はということも審査の中で知りたいと思うんですが、ブロイラー 80 円となってますけど、多分総額にするとかなりの金額になるのではなかろうかと思うんですが、ブロイラーの総額はどのくらいで積算をされているのかお尋ねいたします。

山本農業振興班長 頭数、羽数につきましては、令和 4 年 2 月の山口県畜産調査により積算をしております。先ほどの鳥の方ですけれども、年間の飼養羽数になります。こちらが 80 円×97 万 6,300 羽になりまして 7,810 万 4,000 円、肥育牛につきましては 2 万円×400 頭で 800 万円、繁殖牛につきましては 1 万 4,000 円×1,252 頭で 1,752 万 8,000 円、豚につきましては 1,200 円の 1,856 頭、

222 万 8,000 円を見込んでおります。

重村委員 今の答弁でよくわかりました。ですから総額にすると 1 億 500 万円あたりを超える金額だけど、約 8,000 万円弱ぐらいがブロイラーというところになるというのもこれで明らかになったかと思うんですけど、それで先ほどの答弁の中にも少しありましたけど、当然起算日というのが必要になってくると思うんですね。牛なんかというのは回転が遅いから、そんなに誤差はないだろうと思うんですけど、ブロイラーなどというのはこれから申請を受け付ける中で、令和 4 年度末までの出荷の数とかいうのはまだつかめない状況にあると思うし、ある一定日の起算日にすると、先月までは鳥が 3,000 羽おったけれども、今は 1,000 羽しかおらんとか、そういう状況があると思うんですよ。その中で、どういう起算日を検討されているのか少し詳しく教えていただければと思います。

山本農業振興班長 頭数、羽数につきましてはの起算日は、令和 4 年 2 月 1 日の頭数調査で行います。鳥に関しましては飼養羽数で、年間で経営する飼養羽数になっておりますので、途中で入れ替わりがありますけれども、令和 4 年 2 月 1 日の調査の数字を基に積算をするという形で考えております。

田村委員 それでは、先ほどの肥料と同じなんですけれども、その申請の際に農業者さんへのサポートというのはもう用意されているんでしょうか。

山本農業振興班長 こちらは申請者さんが限られておりますので、こちらで頭数、羽数をあらかじめ入力したものを確認いただいて、お名前を書いていたという形で考えております。

田村委員 はい、わかりました。それではもう 1 点、重村委員の質疑を聞いていて思い出したというか気がついたんですけど、「鶏（ブロイラー）」と書いてあります。地鶏もいますけど、地鶏は対象になるんでしょうか。

山本農業振興班長 入っております。ブロイラーの中に地鶏も入っております。

田村委員 これは同じ単価というか、同じ 80 円ということですかね。これは飼育期間が違いますけど、それは構いませんか。

山本農業振興班長 飼養羽数につきましては、1 年間でかかる飼料の価格を想定しておりますので、飼養期間が変わっておりますけれども、その 1 年間でかかる価格という形で同額としております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

米弥委員 第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」、事業コード 090「農地利用効率化等支援事業」なんですけど、事業実施主体はどこになるのかお尋ねいたします。

山本農業振興班長 事業主体ですけれども、こちらは作付面積の拡大であった

り、収益率向上等のポイント制で、ひと・農地プランに位置づけられた地区ごとに申請して国から採択されることとなっております。今回採択されたのは、日置北部地区と日置南部地区の法人になっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

米弥委員 第11款「災害復旧費」、第2項「農林水産業施設災害復旧費」、第1目「現年農地農業用施設災害復旧費」、010「現年農地農業用施設災害復旧事業」、予算説明資料4ページであります。災害復旧工事の受益者の負担はどの程度になるのかお尋ねいたします。

山本農業振興班長 受益者負担に関しましては、基本的な負担割合は、農地に関しましては国50%、受益者が50%になっております。農業用施設、今回用水路ですけれども、国が65%、市が21%、受益者14%という形で基本的な負担率はなっております。

米弥委員 農業用施設災害復旧工事の受益件数をお尋ねいたします。

山本農業振興班長 受益戸数は5戸となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

中平委員 補正予算書51ページ、第6款「農林水産業費」、第3項「水産業費」、第4目「漁港建設費」、予算説明資料は3ページでございます。漁港合併事業に関して、この具体的な機能分担や集約とはどういうことかお伺いいたします。

今津農林水産課長補佐 具体的に機能集約、機能分担とありますけれども、機能集約は、集出荷の機能の集約、これは拠点漁港に水産物を集約することや、周辺の市場のほうからトラックで一元化する、集荷する機能を集約するということになっております。また、機能分担とありますのが準備機能、これは給油、製氷、給水、冷凍、冷蔵等の施設、各漁港に存在するものが多数ありますけれども、その機能の分担を行って共同利用を行う。また、必要最低限の施設についての共同利用であるため、それ以外の拠点の施設については拠点漁港に整備して機能の分担を行うということになっております。

綾城委員 これは漁港の合併ということで、地元の関係者との協議というか、そういったところはどのようになっているのかお尋ねします。

今津農林水産課長補佐 この漁港合併の地元といいますか、漁協との確認事項なんですけれども、統括支店のほうで統括運営委員長及び統括支店長のほうとお話をさせていただきまして、漁港の合併であるということで、長門市管理漁港を合併する、いけば機能集約、あるいは機能分担ということにつながるものでありますので、地元といいますか、統括支店のほうに長門市として文書で通知をしておるところでございます。

綾城委員 わかりました。もう 1 点です。これは合併していくと。それで今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

大深技術補佐 漁港合併につきましては、業務期間がおよそ 1 年から 2 年かかる見込みとなっております。まず、小島、野波瀬のほうの漁港合併を進めていきまして、その後、順次各漁港の合併のほうに移っていきたいというふうを考えております。

林委員 ちょっとよくわからないことが 1 点あるんですけど、小島の B 防波堤の倒壊と漁港の合併というのは何か因果関係というか、関連があるんですか。例えば国の補助申請の関係とかそういったものがあるのかどうかお尋ねします。

今津農林水産課長補佐 小島 B 防波堤の倒壊の改修あるいは修繕工事等が発生してくると思いますけれども、現在、国の補助金採択要件といたしまして、登録漁船数 50 隻以上、あるいは水揚げ量 1 億円以上という縛りがございます。その中で漁港合併をしていかないと長門市内の漁港、これに満たない漁港がたくさん出てくる可能性があるということもございます。小島漁港の B 防波堤、これも一つ上がってくる問題だということになります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重廣委員 少し戻るようになりますが、第 1 項「農業費」、第 6 目「農地費」、農業水路等長寿命化・防災減債事業について、先ほど補足説明にもございました。少し。これは来年やる予定を前倒して今年やるということでございますが、前倒して予算は国、県から降りたから今回やるということであろうと思うんですが、今これをやられるということはかなり危険な状態ではないかというふうに予測するわけなんですよ。現状況について説明をお願いしたいと思います。

大深技術補佐 イグラため池につきましては、現在、余水吐の周辺が陥没とか発生しておりまして、大雨のあとにはかなり漏水が発生しております。このため、当初は来年度国の補助申請を行い切開をする予定でございましたが、昨日の台風でも確認しましたところ、かなりもう危険な状況に迫っておりますことから、緊急的に予算を申請して前倒しで切開を行うというふうにさせていただいております。

重廣委員 この議案を出されたあとの台風でございます、14 号というのは。それ以前にどういう状況であったから、優先的にこれを前倒してやられるのか。それは、14 号は大丈夫でしたかと後から聞こうとしたんですけど、先に言われてしまいましたから。その状況を伺っているんです。

大深技術補佐 すみません、失礼いたしました。今年状況につきましては、6 月の雨から、県のため池サポートセンターを通じ、サイフォンの貸し出しをし

ていただいております。今年につきましては、6月、7月、9月と計5回ほどサイフォンのほうを稼働して池の水の排出を行ったところでございます。

重廣委員 こういうことを今聞いていいのかどうか分からないんですが、令和5年度は何個ぐらい、何て言いますか切開する予定があつて、その中の一番危険なのがここであるというふうにされたのか、来年度の予定個数が今の段階で公表できれば教えていただきたいと思います。

大深技術補佐 来年度当初予定しておりましたため池切開につきましては、3箇所を予定しておりました。そのうちの最も危険性の高いイグラため池を今年度前倒しということではしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。

田中委員 すみません少し戻って、漁港合併事業についてもう1つ確認させてください。先ほど答弁のほうにありました「野波瀬漁港と小島漁港の合併をはじめ」とおっしゃったと思うんですがけれども、この先、先ほど言われたいろいろな小さな市内の漁港をどんどん合併して、その助成事業に合う規模の漁港に配置し直すという考え方でよろしいでしょうか。

今津農林水産課長補佐 まず野波瀬、小島、今回の補正でお願いしておるところでございます。この2漁港の合併が終わった後、まだ漁港合併をする必要がある漁港を令和6年から7年、令和8年から9年で行っていききたいと。これは今計画の段階でございますが、6年から7年で黄波戸、津黄、立石。令和8年から9年で掛瀬、伊上、久原、久津、大浦の合併を一応計画として挙げてはおりますけれども、これはやはり漁船数とか水揚げとか、あとは漁業者の減少とかいろいろ見ながら、このままでは合併できないよというところもございしますので、もうちょっと幅広くなるのか、集約できるのかというところは今後検討してまいりたいというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はございませんか。

重廣委員 今一度ということで、副市長にお伺いしたいと思います。先ほどから出ておりました「農業振興費」の「コロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業」ですよね。これは肥料、飼料がございします。これはまあ当然JAさんのほうから国、県、市にも要望書があつたかと思いますが、確かにウクライナ情勢等、また物価の高騰というのはよくわかります。これは取り敢えずは今年だけなのか、もし来年から市のほうが何らかの、まあ小さくなると思いますが、そういう対応をされていくのかどうか。現時点ではかなり理解できる、農業者、生産者もかなり喜ばれるような事業ではないかと思っておるわけですが、来年

度、ウクライナがどうなるかわかりません、コロナがどうなるかわかりませんという答弁ならそれでも結構ですが、もしやはり何て言いますか、こういう事業をしていただくと来年もあるといいなという案も出てくると思うんですよね。市単独として来年から少し考えられていくということがあるかどうか、伺いたいと思います。

大谷副市長 それでは、私からお答えを申し上げます。このたびの肥料等の高騰対策、それから飼料の高騰対策、確かに委員ご指摘のとおり JA さん、それから深川養鶏さんとか各方面からご要望をいただいて、本来ならば 6 月補正で措置した他の企業の燃油等物価高騰対策の中に一緒に入れて対策を講じなければいけなかったところではありますけれども、肝心の肥料価格なり飼料価格がまだはっきりわからないということで、この 9 月に先延ばしたところでございます。委員ご指摘のとおり、このウクライナ情勢、そして世界的な物価高騰の情勢、これを見て今回対策を打ったわけでございます。肥料については国も大きな支援事業を打ちましたし、県においても肥料の高騰対策を打ちました。そこへ更に私どもが補填するという形で、三位一体でこの 70%アップという肥料の高騰対策と、万全の対策を講じたわけでございます。当然、来年に向けても、その価格の上昇を見ながら、しかるべき対応は打っていききたいというふうに思います。それで飼料のほうですけれども、実はこのたび明らかになったと言いますか、今回なぜこういうことが起こったのか。物価高騰ですからその部分を補填すれば済むんですけれども、この飼料に関しては国のつくった基金というものがございまして、この基金の補填によって今まではこの飼料の価格高騰を抑えてきたというところがありました。例えば去年の飼料は令和 2 年に比べ高騰して基金から補填されていたんです。25%分が補填されました。ところが今年は、さらに 22%その時点から上がって、2 年前に比べたら 47%アップしているわけです。ところが基金は、去年の 25%のアップ分は補填しないんです。これはどういうことなのかと、これは制度として改正すべきではないかと、こういう声を全国市長会等を通じて私どもは上げていききたいと思います。それで今回は、22%アップの部分は基金から補填されました。ところが、昨年上がっていた 25%部分、この部分の 4 分の 1 を市として緊急的に補填したという形をとっておりますので、本来であればこの 25%アップ分、この部分を国の基金のほうで補填してもらえないか、これについては、声を大にして求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:10 —

— 再開 11:12 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 産業戦略課所管の事業につきましては、人件費の補正でございまして、補正予算書のとおりでございまして補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

最後に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、観光政策課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 36、37 ページ、予算説明資料では 1 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 34 目「地方創生推進費」の「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」につきましては、当初予算において計上しておりますアウトドアツーリズム推進計画策定業務について、本年 7 月のジャパンエコトラックエリアの認定効果を高めるため、登録ルートと各キャンプ場など関連施設の連携による市内周遊を含めた構想へと範囲を拡充した基本構想を策定するための経費を追加計上するものです。次に、補正予算書 52、53 ページ、予算説明資料では 4 ページの第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 3 目「観光振興費」の「コロナ禍における地域振興対策事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、長門市観光コンベンション協会を事業主体として実施する「ながと泊まつ得キャンペーン事業」に要する経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 まず私は、歳入のほうの質問をさせていただきます。補正予算書の 32、33 ページ、第 22 款「諸収入」、第 4 項「雑入」、その他収入の 256 万円の内訳の説明をお願いいたします。

山下観光政策課長補佐 この 256 万 729 円の内訳でございしますが、指定管理者に支払った指定管理料 195 万 3,179 円、それと令和 3 年度の収益に伴う 30%相当額 60 万 7,550 円の合わせた金額を計上しております。

岩藤委員 指定管理の団体名の説明をお願いします。

山下観光政策課長補佐 令和 3 年度におきましては、長門湯守株式会社でござ

います。

岩藤委員 7割と3割、3割の部分が市のほうに歳入として入るということで、今湯守さんのほうに7割が入るという、この7割の割合部分の根拠ですよね。これはどういうふうなところで決められているのかをお伺いいたします。

山下観光政策課長補佐 協議の上、7割部分については指定管理者である事業者がとると、それで30%については市のほうに納付するというのは、協定で決めさせていただいております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。

田村委員 第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第34目「地方創生推進費」、「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」についてお伺いします。ジャパンエコトラック公式エリアに正式認定されたことに伴う推進計画策定業務の内容を拡充するための基本構想策定業務ということで400万円ほど計上されておりますけれども、この目標とする効果、もし数字などでお示しできればお願いします。

市川観光政策課長補佐 今回のこの補正の目的といたしましては、7月に下関市、美祢市との3市連携によるジャパンエコトラックルートに正式認定を受けたことを受けまして、市内のキャンプ場の中でも今最も集客力があると思われております伊上海浜公園オートキャンプ場周辺エリアを拠点と想定しまして、市内全域の観光誘客の促進や滞在時間の延伸による地域活性化に向け、ジャパンエコトラックルートといったものを最大限活用したアウトドアツーリズムに関する基本構想を策定し、エリアの周遊観光につなげていきたいというふうにございます。具体的なこれに伴う数値とか観光客数、またはアクティビティ体験者数というところは、今後の基本構想策定の中で示してまいりたいというふうにございます。

岩藤委員 それでは、この400万円の積算根拠についてお伺いいたします。

市川観光政策課長補佐 大きくは3点ほど柱をを考えております。1つ目は、ジャパンエコトラック公式ルート認定に伴い地域資源の現状・課題の抽出と分析、それから2つ目といたしましては、地域資源を活用したエコツーリズムの検討・提案、それから3番目といたしましては、拠点となる施設整備の検討、大きな柱をこの3つにしております。それぞれが幾らというふうにございます。トータルで550万円の事業費を見込んでおります。

岩藤委員 財源内訳に25万円があるんですが、この財源というのは何でしょうか。

市川観光政策課長補佐 25万円は、山口県振興協会助成金を見込んでおります。

岩藤委員 最後の質問です。この基本構想策定業務の 400 万円は、委託をされるのでしょうか。この決め方というのはどういうふうな方法をとられるのかお伺いいたします。

市川観光政策課長補佐 当然、業務委託を考えておりますから、業者選定にしましては公募型のプロポーザルを想定しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。

綾城委員 予算説明書 4 ページ、「ながと泊まつ得キャンペーン事業」これについてお尋ねいたします。これは、前回やられたときの事業と事業規模は大体一緒なんだろうなというふうに思っております。前回やったときに、いろいろ事業者さんのお話とかを聞いたときに、結局旅館さんにチケットを割り振りますよね、これは。そのときの配付割当というか、配付枚数というか、その基準が曖昧のように感じた。基本的に計画書を出してもらうとか、申請してもらうとか、うちはこれぐらい要りますよみたいな。だけど、その配付枚数の基準が曖昧なのと、配付枚数に不公平感があったように感じた、当時お話を聞いております。それで一つ提案なんですけれども——まず確認です。今回の旅館さんへのチケットの割当ですね、この配付方法、割当方法についてお尋ねいたします。

末永観光・スポーツ交流班長 チケットの配付方法につきましては、宿泊施設により部屋数であったり、稼働率であったり様々かと思しますので、まず利用登録をしていただきました宿泊施設様の現状のほうを把握しまして、やはりチケットを余らせてもいけませんので、かといって足りないという過不足が生じずに全枚数配付できるように配付方法を検討したいと考えております。

綾城委員 ということは、これから登録していただいた旅館事業者さん、宿泊事業者さんと協議をして内容を決めていくということでもいいんですか。

末永観光・スポーツ交流班長 まず本予算を議決いただきましたら、具体的に本事業の説明を進めてまいりたいと考えておりますので、その際には当然チケットを配付していただきます宿泊施設者様にも事業の説明のほうを行いたいと考えておりますので、その際に宿泊施設様にはご説明申し上げたいと考えております。

綾城委員 わかりました。提案なんですけど、先ほどおっしゃられましたけど、部屋の数で割り振ると公平性が担保できるんじゃないかというようなお話もいただいております。その辺ですね、ちょっと考えていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。

末永観光・スポーツ交流班長 委員おっしゃられますとおり、やはり公平性というものは行政として担保しなければならないと考えておりますので、部屋数、

稼働率、そういったものも勘案しながらチケットの配付枚数のほうを適正に配付できればと考えております。

綾城委員 最後に 1 点です。また、前回やったときに初めてのことで——この事業自体は大変好評で、やっぱり旅館さんが旅行会社さんに営業に歩くときなどもとても好評だったというところで、これは本当に感謝される事業だと思うんですね。本当に願わくば、今後もやっていただきたいなと思ってるんですけども、お客様がこのチケットをいただくときの予約方法をまずお尋ねします。

末永観光・スポーツ交流班長 本事業の参加方法といいますか、予約方法なんですけれども、ただ来ていただいてチケットを配るだけでは目的と反するかなという考えがございますので、まず各御宿様におかれまして、ながと泊まつ得キャンペーン事業の宿泊プランというものを造成していただこうと考えております。そのキャンペーン事業の予約プランに予約して宿泊された方、この方たちの宿泊費に応じてチケットのほうを配付したいと考えております。

綾城委員 わかりました。これは前回と同じであると思うんですけども、中には、例えばそういう方法を知らなくて予約を入れられたお客様がいて、そのルートで入ってきていないんだけど、旅館さんもやっぱりお客様から、例えば萩はくれたのに何でここはくれないんだと、いろいろ苦情も入っちゃって、手間もあるのでお渡しをしてしまう。そのルートで入ってきてないけどもお渡しをしてしまうというのは、前回結構あったというふうに聞いています。一部の旅館さんから、ちゃんとルールを守ってやっているのに、そういう予約ルートに入っていないお客様にお渡しをしている旅館さんがあるから、それは不公平なんじゃないのかと、ルールを守っているところにとってはというご指摘もいただいているんです。そういったところの管理については、どのように考えていらっしゃるのか。

高橋観光政策課長 まず、この事業主体が観光コンベンション協会に前回と同じくお願いしようとしております。旅館さん、参加される方には、説明会を開くということで今考えておると聞いております。そういった中で、そのあたりを説明した中で、苦情といいますか、ご意見いただくとは思いますが、やはり市の予算の中では、1,500 万円の中に事務費として PR 経費等を含んでおりますので、そういったところでしっかりと公平性が保てるようにアピールしていきたいというところと、もう一つはやはり参加される旅館さんにしっかりと守っていただくというところを説明会等で説明していきたいと思っております。

綾城委員 わかりました。そのルートで入っていないお客様にお渡しをしたと、その旅館さんも悪意があってやっているわけではなくて、やっぱり何でもらえないのかとか、ここに来て知ったとかいうお客様もいらっしゃるって、その苦情

に耐えられないからお渡ししてしまうというケースもあると思うんですね。その辺を配慮していただいて、ルールをしっかり皆さんに守っていただきましようというような形で運営をしていただけたらと思います。

ひさなが委員 この事業は、たくさんの方がこの券を使っていただいて、長門に来ていただければ本当にいいなと思いますし、商品券を使っていればいいなと思っておりますが、これを使っていただくにあたって、どこに旅行に行こうか悩んでいる方々に長門はこういったキャンペーンを行っているとしっかり周知をして長門市を選んでいただくことが大事かなと思います。そこで市外、県外の周知方法についてお尋ねしたいのと、先ほど運営費の話も少し出ましたが、その周知に対する予算が運営費の中に実際にどれぐらい含まれているのか、もしあれば見込の金額でも結構ですのでお伺いいたします。

末永観光・スポーツ交流班長 まず PR 方法につきましては、市のホームページや観光サイトのななび、こちらの方の掲載を予定しております。チケットを配付していただきます宿泊施設者様におかれましても、ホームページをお持ちであれば、このながと泊まっ得キャンペーン事業というものの掲載を説明会等をお願いをしたいと考えております。また予算といたしまして、今、全体事業費 1 億円ですけれども、チケットの方が 8,500 万円で、残り 1,500 万円のうち 730 万円を運営経費、残りの 770 万円を PR 経費として計上しております。この 770 万円の具体的な PR 方法といたしましては、事業概要のパンフレットのほうを作成して、旅行会社さんのカウンターへ配付させていただいて設置していただくという方法や、また本年 7 月には西鉄高速バスのおとづれ号が、新規路線が開設されましたので、福岡の博多駅構内へデジタルサイネージによる PR や隣県で広島県というものも長門市への来訪者、非常に割合が高くございますので、広島県への PR といったもので、ながと泊まっ得キャンペーン事業のほうを PR していきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。

中平委員 少し返ります。補正予算書 35 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 7 目「文化振興費」、補正予算説明資料は 1 ページ、「金子みすゞ記念館管理運営事業」について、空調設備の全面更新を行うということなんですけど、これは熱源も含めてなんでしょうとお伺いいたします。

市川観光政策課長補佐 今回の全面更新につきましては、機器の更新のみを考えているものです。現行のガスヒートポンプ式をそのまま採用しまして、機械設備もそのままに、20 年経過しております室外機、室内機の機器の更新のみを考えております。

岩藤委員 やはり観光拠点だと思いますので、工事期間についてどのように、

いつ頃からかというのと、あと開館しながらの工事になるのかお伺いいたします。

市川観光政策課長補佐 当然工期といたしましては、閑散期の工事を想定しており、2月が一番入館者が年間の5%程度と毎年統計が出ておりますので、その時期を見込んでおります。また工期につきましても2週間程度というふうに想定しております。ですから、収支に影響が小さいものとは考えております。しかしながら、指定管理に出しておる関係もありますので、ここは当然休館が必要になってまいりますけれども、指定管理者と協議しながら一番いい時期を検討しながら工事を進めていきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:33 —

— 再開 11:34 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第16号「令和4年度長門市一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、観光政策課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書10、11ページ、予算説明資料では1ページの第7款「商工費」、第2項「観光費」、第3目「観光振興費」の「長門湯本温泉観光まちづくり整備事業」につきましては、令和3年7月の落雷により不具合が生じておりました灯具につきまして、調査結果に基づき故障箇所の修繕に要する経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それではこの灯具の故障ですけれども、昨年7月の落雷によるものというふうに聞いております。1年以上経過しておりますけれども、このタイミ

ングで修繕を行うようになった理由についてお答えいただけますでしょうか。

山下観光政策課長補佐 委員おっしゃるとおり、昨年の 7 月に落雷事故がございまして今日まで至っております。落雷当時、消滅、不点等の現象は起きておりましたが、歩く人に支障のあるような照度でなかったということもございまして、令和 4 年度当初予算でまず調査をしようということになりました。それで現在調査のほうを進めておりまして、その調査結果に基づいて今回工事の補正という運びになっております。

田村委員 それでは今回の修繕箇所というか、現在の故障箇所でもいいんですけども、全体が何箇所のうちの何箇所になるんでしょうか。

山下観光政策課長補佐 全体の灯具自体は湯本全体で約 650 個で、そのうち今回約 80 箇所の灯具を修繕するということで計画しております。

田村委員 わかりました。この機具ですけれども、実はデザイン会議で採用が決まったものだというふうに思っておりますが。今、未来評価委員会というのがあります。評価委員の皆さん、この故障についてどういうふうにおっしゃっているんでしょうか。

高橋観光政策課長 評価委員会では、やはり実際に現場を見られていない中で会議では、リモート会議をしておりますので、その中ではやはり点灯していないとかというところが非常に影響があるんじゃないかということで、早急に修理をしてほしいという要望等はいただいておりますけれども、共同事務局でありますまち株式会社のほうが、実際には手動で点灯させたりとか、ずっと点いたままのところなどについては上から物をかぶせたりとか、そういった形で臨時的な対応をとっているということで説明しているところでありまして、実際には評価委員会では修理を早くということでありますけど、先ほど山下補佐も申し上げましたけれども、例えばうたあかりとか、そういったようなときに影響が出るようなレベルではないということで、修理箇所については当初考えていましたものよりも減ってきております。というのが、1つの球が切れて、その先も点いていないというような状況がありますけれども、修理は手前だけで済むというようなケースもございましたので、実際には当初点灯していないとか不具合のところを全部交換しようとしたら、まだ膨大な金額になっておりましたので、しっかりと調査をした上でどこを修理したらいいかということをかけましたので時間がかかったというところもございます。

田村委員 わかりました。故障の原因ですけれども落雷だったということですが、今回の修繕で落雷の対策というのは含まれているんでしょうか。もし含まれていないのであれば今後どのような計画ででしょうか。

山下観光政策課長補佐 今回の工事の金額におきましては、落雷対策等については入っておりません。様々なご意見をいただいたことは確かなんですけれど

も、多額の費用を要するというので、今回の工事費に入れてはおりません。ただ今後、大規模改修がございます。そのときには雷対策等も踏まえたいと考えております。

林委員 私はちょっと歳入財源についてお尋ねします。補正予算書の 5 ページ、第 21 款「繰越金」、第 1 項「繰越金」、第 1 目「繰越金」3,726 万円についてお尋ねします。これは先ほど議決された 3 号補正の繰越金と合わせて 2 億 2,534 万 2,000 円となります。さきの 6 月定例会では、出納閉鎖による令和 3 年度決算について、市長の行政報告が行われております。この中で一般会計では収支差引額から令和 4 年度への繰越明許費に係る繰越財源を差し引いた実質収支において、13 億 9,000 万円弱の黒字となっているとの報告でありましたけれども、今回のこの 9 月補正後の繰越金の見込額についてお尋ねいたします。

福田財政課長 それでは、繰越金の予算ということで財政課のほうからお答えいたします。林委員おっしゃいましたとおり、出納整理期間が終わり歳入歳出の差引額が出ます。6 月定例会の行政報告において、決算収支の報告がなされたところでございます。この実質収支の 2 分の 1 が繰越金の留保とされているということでございます。残りの 2 分の 1 につきましては、地方財政法第 7 条の規定によりまして、財政調整基金への積み立て、あるいは地方債の繰上償還の財源に充てなければならないということになっております。そちらを加味したときに、一般会計の補正予算第 4 号までの繰越金の残でございますが、約 4 億 6,960 万円の残がございます。いわゆるこれは、まだ留保されている財源ということでございます。

林委員 わかりました。今の課長答弁に関連して、監査委員の平成 29 年度決算審査意見書には歳計剰余金の処分についての意見が付されております。それには歳計剰余金の処分については、地方自治法第 233 条の 2 及び地方財政法第 7 条により、各会計年度において歳入歳出の計算上、剰余金を生じた場合には当該剰余金の 2 分の 1 を下らない金額は基金積立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされていると。当年度の一般会計及び特別会計を合わせた歳入歳出額は 17 億 2,451 万 6,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた 13 億 2,852 万円は歳計剰余金として、全額は翌年度の歳入に編入されていることから法の趣旨に則り適正に処理されたいと当時の監査委員が指摘をしております。この点は、当時本会議の決算質疑でも取り上げられておりますけれども、以降は今課長の答弁にありましたように、法の趣旨に則った運用が行われていると思います。先ほど繰越金の見込額を聞いておりますけれども、現在の繰越金を除く歳計剰余金の残りは、いわゆる財政調整基金に積み立てられていると思いますけれども、財政調整基金の年度末の残高見込額がわかれば説明してください。

福田財政課長 令和 3 年度末の財政調整基金の残高につきましては、まだ決算の認定を受けてはおりませんが、30 億 4,805 万 5,000 円となっております。ここで令和 4 年度の当初予算に計上いたしました取崩し額につきましては 6 億 3,000 万円、そして 6 月補正におきまして、歳入歳出の予算調整のうえから 1 億 2,818 万 3,000 円の取崩しを取りやめております。そして 12 月補正で計上する予定であります地方財政法第 7 条による積立て、これが 6 億 9,497 万 1,000 円ございます。現時点での財政調整基金の残高見込みでございますが、この積み立てまでを加味しまして 32 億 4,120 万 9,000 円となっております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、全般にわたりご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、また副市長に見解をお尋ねします。今回の議案にしましては、湯本温泉の昨年落雷によって故障した照明器具の修理ということで 3,726 万円が追加補正された案件であります。先日、湯本のまち株会社と意見交換をして、一生懸命やっぱりまちづくりをされている件、それからこの照明に限っても、破れて手動で点灯時刻とかいうのを操作されているということで苦慮されていることは十分承知のうえですけど、やはり議会というのは湯本温泉側からばかり見るんじゃないで、私は市民の目線から立ったときの見解というのも質さないといけない。そしたら、オープン後 1 年経って落雷が発生しました、照明器具が破れました、よく調査してみたら 3,726 万円かかりますと。それで最終的にはこれは保険で返ってくるというようなご答弁というか、今日ではないんですけど以前聞いておりますけど、市民から見たら湯本温泉はあれほど手を入れて市の財政負担を伴って工事をして、1 年後にまた照明に落雷が落ちて 3,700 万円使いますと、簡単に言うということですよ。これはなかなか市民に私は説明責任というのは取れない。それで、先ほど担当者から今後の落雷の対策はありませんと、この金額の中には。これはね、普通の市民から見たら、なぜそんなにお金がかかるんだと、そういった市民は感覚を持ちますよ。必要なお金だと私もわかっている。だけど、市民のために私は言わないといけないと。このあたりやはり市政運営をされる上で市長、副市長の見解として、こういう事態を今回の補正の中にきちんと盛り込んで二度と起こさないような対策を取りますというのが、私は執行部の考えにないのかなというふうに思うんですよ。副市長、ご見解をお願いします。

大谷副市長 それでは、私からご答弁を申し上げたいと存じます。実は、この度の修繕事業、3,700 万円の計上をさせていただくにあたり、先ほど重村委員がおっしゃった点、避雷器はどうするのか、そして今後こういうことが二度と起こらないようにどうするのか、当然私ども市長以下で議論をさせていただいたところでございます。この点については、前回の委員会の中でも、部長からそ

の旨答弁をさせていただいたところでございます。今回、この 3,700 万円を計上するにあたり、当然避雷器なるものを入れるべきではないかという議論がございました。ただ、先ほどおっしゃいました保険金がおそらく来年、令和 5 年度に入ってくるだろうと想定しておりますけれども、実はこの避雷器が対象にならないんです。見積もり段階ではございましたけれども、ほぼ 3,000 万円、この修繕事業に匹敵する 3,000 万円というお金が、保険金なしでかかってくると。これはちょっといかがなものかと。この時点で公費を使って単独市費で対応するのはいかがだろうかという議論の中で、大規模改修なるものが数年後には想定されているわけでございますので、この補填のしようのない避雷器については今回は断念しよう。しかし、まち株の手動での対応、大変なご苦労があったことは先ほど担当が答弁申し上げたとおりでございます。そういった点を総合的に勘案して、市長が最終的に今回の避雷器の設置は見送ろうという判断をさせていただいたところでございます。この点、今後どういうことが起こるかわかりませんけれども、毎年ヒヤヒヤしながらいけないといけない、市民から見ればどうなっているんだ、ということは重々承知のうえでの判断でございますので、この点をご理解いただきたいと存じます。

重村委員 これで終わりにします。ぜひそういう、私たちもこの予算が上がってきたら、これはやっぱり破れたものは修理しないといけないんだというのは重々わかりますよ。ですけど、やはり市政は長門市民全員のこの予算です。だからこそ、そういう目線でやはり見られることもあるということを念頭に置いて私は市政運営をお願いしたいと思います。再質問で手を挙げたのは、この大規模改修というのは、もうすでに予定を組まれているんですか。それがあからこそ今はここを乗り越えようみたいな発言ですけど、そういったことがあるのかないのかだけ確認をして終わります。

大谷副市長 それでは、私から再質問にお答えいたします。例の入湯税の 150 円引き上げ、これは全国的に見てもほとんど例のないことではございますけれども、議会にご賛同いただいて 150 円アップという形になりました。この 150 円は、まち株の運営費補助がもちろん対象にはなりますけれども、想定しております最大眼目はいわゆる灯具といいますか、このそぞろ歩きをしていただくためにいろいろな工事建設、ハード整備をしてまいりましたけれども、その中の電気の灯具をはじめとした機械器具といいますか、こういったものはほぼ 10 年で更新時期を迎えるわけでございます。これに備えて、この基金を積み立てるというのが一つの大きな眼目としてございます。従いまして、想定では建設後 10 年というところが一つの大規模改修の節目になろうかということで、この基金の積み立てが進んでおりますので、その時期をとりあえずは待つということが先ほど申し上げたところでございます。

吉津委員長 今一度、全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 53 —